



News 6月号 News 6月号

☆倒産防止共済の損金算入の制限☆

令和6年度の税制改正大綱では、倒産防止共済を解約し再加入する場合、解約日から2年間は再加入しても掛け金を損金算入できなくなります。

1 適用時期

令和6年10月1日以降に解約するものから適用

2 改正の趣旨

本来、倒産防止共済は取引先の倒産などによる資金繰りの悪化を防ぐため、融資を受けられる制度です。ただ、掛金が全額損金算入されるため、節税目的での加入も多いと思われます。

40ヶ月以上加入すれば元本割れせず解約返戻金を受け取れるため、赤字の年に解約してすぐ再加入するという例もあったようです。このような本来の目的と離れた活用に制限を入れるという趣旨のようです。今年の10月から適用の為、もし、解約または再加入をご検討されている方はお早めにご連絡下さい。

☆賃上げ税制 (中小企業向け)

中小企業向けの賃上げ税制が変更となります。控除率などが少し見直されていますが、大きなポイントとしては5年間の繰越控除が認められる点となります。

1 適用対象

→資本金1億円以下の法人や従業員1000人以下の個人事業主など

2 適用開始時期

2024年4月1日から2027年3月31日までの間に開始する各事業年度が対象

3 繰越控除制度の追加

現行の制度では、賃上げ税制の対象となっても、控除額を使い切れなければその年で切り捨てとなっていました。しかし、改正後は5年間の繰越控除を認めることとなります。ただし、繰り越した控除枠を使う年度は、その年の給与総額が前年の給与総額を上回っていることが要件となります。詳しくは以下のURLをご参照下さい。

[chinngesokushinzeisei2024.pdf \(meti.go.jp\)](#)

☆コラム (飯島のつぶやき) ☆

お客様は神様じゃない

最近、カスハラという言葉をよく耳にします。渋谷にある、ある大衆酒場で下記の張り紙が話題になりました。(以下)

「おい、生ビール」…1000円(税別)

「生一つ持ってきて」…500円(税別)

「すいません。生一つください」…380円(定価)

お客様は神様ではありません。また、当店のスタッフはおお客様の奴隷ではありません。

当店にとって一人ひとりが奴隷ではなく大切な宝物なのです。皆様のご理解とご協力をお願いします。

(ここまで)

しかし、この貼り紙が話題になったことで、お店では逆に「おい、生ビール」という方々が増えてしまった!? ため、従業員さんがストレスを抱えることに…。

そしてお店は、新たな戦略を採りました。

新たな戦略、それは、生ビールを「セルフサービス」に変更すること。

お店の名物である100種の樽ワインも含めて、生ビール4種類が30分290円で飲み放題という、地域NO.1コストパフォーマンスになったのだとか。

「圧倒的なコストパフォーマンスにより、地域で最もお客様とスタッフがストレスなく過ごせる飲食店を目指す」ということです。

今月の一言

『人間関係は鏡よ、鏡は先に笑わないから』

「のびちゃん、辛くなったら思い出してね」と言っていてドラえものののび太のお婆ちゃんが贈った言葉です。その他にもこんなことを言っています。

- 手を抜くんじゃなく、力を抜くんだよ
- 人生で一番もったいない1日は、笑わなかった日よ
- 「大変」なときは、「大」きく「変」われるとき
- 人生なんて暇つぶしみたいなもの、楽しくやりなさい
- たまには下を向いていいんだよ、綺麗な花が咲いているから
- 自分の正しいと思うことをしなさい。何したって批判されるんだから

